

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二三・福祉)

公 告

政策課	1
○生活保護法による医療機関の指定(二四・福祉政策課)	1
○救急病院の認定(二五・医務薬事課)	2
○優良図書等の推奨(二六・県民文化政策課)	2
○青少年に有害な図書類の指定(二七・県民文化政策課)	2
○青少年に有害な興行の指定(二八・県民文化政策課)	2
○道路区域の変更(二九・三〇・道路課)	3
○道路の供用開始(三二・道路課)	4
○開発行為に関する工事の完了(三三・北秋田地域振興局建設部)	4
○建築基準法による道路位置の指定(三四・仙北地域振興局建設部)	4

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)三件	5
○県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)	5
○土地改良区の役員退任の届出(仙北地域振興局農林部)	5

秋田県告示第二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
こはま泌尿器科クリニック	小 浜 丈 夫	横手市杉沢字中杉沢五百十九番一号	平成十八年九月三十日
山本町立下岩川診療所	山本町長	山本郡山本町下岩川字長面谷三十九番地二	平成十八年三月十九日
大村歯科医院	大 村 克 己	南秋田郡五城目町字下夕町七十六	平成十八年十一月二十日
ささき内科クリニック	医療法人智徳会 理事長	南秋田郡五城目町字上町二百七十七番地百五十五	平成十八年十月三十一日
笹子診療所	由利本荘市長	由利本荘市鳥海町上笹子字下野七十七番地二	平成十八年十一月九日

秋田県告示第二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき告示する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
こはま泌尿器科クリニック	医療法人駿翠会 理事長	横手市杉沢字中杉沢五百十九番地一	内科、外科、泌尿器科	平成十八年十月一日
三種町下岩川診療所	三種町長職務執行者	山本郡三種町下岩川字長面谷地三十九番地二	内科、胃腸科、消化器科	平成十八年三月二十日
ささき内科クリニック	医療法人智徳会 理事長	南秋田郡五城目町字鶴ノ木九十番地一	内科、心療内科、小児科	平成十八年十一月一日

管子診療所	由利本荘市長	消化器科、内科、外科	平成十八年十一月十日
かわた歯科医院	河田輝彦	歯科、歯科口腔外科、小児歯科、矯正歯科	平成十八年五月八日
池田薬局 大曲店	池田薬品商事株式会社 代表取締役	大仙市大曲福住町九十二番地三十二	平成十八年十二月一日

秋田県告示第二十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十九年一月十九日

名称	所在地	認定の有効期限
羽後町立羽後病院	雄勝郡羽後町西馬音内字大戸道四十四番地五	平成二十二年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二十六号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第五条の二の規定により、次の図書を優良な図書として推奨する。

平成十九年一月十九日

図書

秋田県知事 寺田典城

推奨番号	図書名	発行所	推奨理由
十三	キャッチャー・イン・ザ・ライ	白水社	この本では、十代の若者が誰しも味わう思春期の孤独感や疎外感等の本質を捉えているため若い世代の共感を呼ぶとともに、親子で同じ本を読み感想を話し合うきっかけにもなるため、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認められる。

秋田県告示第二十七号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十九年一月十九日から施行する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	図書名	発行所	指定理由
一〇四三四	無敵恋愛S*girl 2月号	ぶんか社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三五	恋愛天国（パラダイス）2月号	株式会社竹書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三六	恋愛白書バステル2月号	宙出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三七	艶剣 No.19	株式会社海王社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三八	ヤングチャンピオン列V 014	株式会社秋田書店	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四三九	ヤングアニマル嵐2007 No.2	株式会社白泉社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四四〇	パソコンパラダイス2月号	株式会社メディアアックス	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四四一	アジア違法サイト患の教典	インフォレスト株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四四二	裏モノJAPAN2月号	鉄人社	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四四三	遊名人(YUMEIJI) No.19	有限会社アンチ・メディア	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第二十八号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十九年一月十九日から施行する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	題名	配給元	指定理由
六五三〇	ダブルレス 美人教師と尼寺の女	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三一	フィレーネのキラリなこ	アートポート	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三二	新日本映像ニユースダブルレス 美人教師と尼寺の女	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三三	うづく人妻たち 連続不倫	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三四	妹のおっぱい ぶるり揉みまくり	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三五	不倫同窓会 しざかり熟女	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三六	シー・ノー・イーヴル 肉鉤のいけにえ	東芝エンタテインメント	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三七	令嬢とメイド 監禁吸い尽くす	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三八	色情団地妻 ダブル失神	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五三九	人妻妊婦の告白 蠅螂の契り	新日本映像	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五四〇	ふしだら慕情 白肌を舐める舌	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性又は誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六五四一	若妻 しげみの奥まで	新東宝映画
六五四二	司 奴 隷 調 教 監 禁 S M 御 曹	新日本映像
六五四三	新日本映像ニュース人 妻妊婦の告白 蟻螂の契	新日本映像
六五四四	新日本映像ニュース 奴 隷 調 教 監 禁 S M 御 曹 司	新日本映像

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間				敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道		新	旧	B	A	B	A		
		大曲田沢湖線		仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	一四・〇〇〇〇～三〇・〇〇〇	一・九二一
		大曲田沢湖線		仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	一四・〇〇〇〇～三〇・〇〇〇	一・九二一
		大曲田沢湖線		仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	仙北市角館町白岩新下揃一七七番から田沢湖神代字上大久保七〇番一 地先まで	一四・〇〇〇〇～三〇・〇〇〇	一・九二一

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年一月十九日から同年二月一日まで

秋田県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺田典城

六五四五	魔乳三姉妹 入れ喰い乱交	オーピー映画
六五四六	奏愛のクロスロード	オーピー映画
六五四七	妻の母 媚臭の甘い罠	オーピー映画
六五四八	いたずら家政婦 いじめ て縛って	オーピー映画
六五四九	痴母の強制愛撫 止めないで・・・	新日本映像

秋田県告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺田典城

六五五〇	新日本映像ニュース 痴母の強制愛撫 止めないで・・・	新日本映像
------	----------------------------	-------

一 道路の区域

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道		新	旧	B	A		
		強首峰吉川線		大仙市協和峰吉川字岩瀬一〇八番一地先から字小平沢二二番地先まで	大仙市協和峰吉川字岩瀬一〇八番一地先から字小平沢二二番地先まで	六・〇〇〇〇～一四・〇〇〇	〇・一三五
		強首峰吉川線		大仙市協和峰吉川字岩瀬一〇八番一地先から字小平沢二二番地先まで	大仙市協和峰吉川字岩瀬一〇八番一地先から字小平沢二二番地先まで	六・〇〇〇〇～一四・〇〇〇	〇・一三五
		強首峰吉川線		大仙市協和峰吉川字岩瀬一〇八番一地先から字小平沢二二番地先まで	大仙市協和峰吉川字岩瀬一〇八番一地先から字小平沢二二番地先まで	六・〇〇〇〇～一四・〇〇〇	〇・一三五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年一月十九日から同年二月一日まで

一 道路の区域

県 道	道路の種類		路 線 名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧		新	旧		
			角館長野線		仙北市角館町八割伊勢堂四九番四から雷一番一〇地先まで	四・〇〇〇〇	〇・三二二
					仙北市角館町八割伊勢堂四九番四から雷一番一〇地先まで	四・〇〇〇〇	〇・三二二
					仙北市角館町八割伊勢堂四九番四から雷一番一〇地先まで	一〇・六〇〇〇	〇・二二三

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年一月十九日から同年二月一日まで

秋田県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年一月十九日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	熊堂六郷線	仙北郡美郷町金沢西根字下森沢 六七番一地先から上深井字耳取

- 秋田県告示第三十一号
- 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一六一番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年一月十九日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年一月十九日から同年二月一日まで

秋田県告示第三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十八年十月十日付け指令北建一八四八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十九年一月十九日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
仙北市角館町西長野字高森三十八番地 永 山 一 三	仙北市角館町上菅沢七十五番九、七十五番十、七十五番十一、七十五番十二、二百七十五番一、二百七十七番二、三百十二番四、三百十二番六	八二・三メートル	六メートル	平成十九年一月九日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
平成十八年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人立町商店会

三 代表者の氏名
加 納 徳太郎

四 主たる事務所の所在地
秋田県仙北市角館町上新町四十三番一

五 定款に記載された目的

本会は地元ならではの柔軟な発想、創意工夫を最大限活用した地域ニーズの実現努力を行い、少子高齢化・空洞化が進む地域コミュニティの魅力向上、経済活動の活性化を目指し、もって地域活力向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
平成十九年一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田スポーツ振興育英会なごみの家

三 代表者の氏名
加 賀 忠 雄

四 主たる事務所の所在地
由利本荘市谷地町百八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、向学心に富み、スポーツに打ち込みたい青少年に対して、スポーツと勉学が両立できる施設、セミナーハウス

の運営事業を行い、豊かな人間性と広い視野を持った人材を育成し、将来の指導者づくりと地域住民の健康づくりの活動や交流をとおして、社会参加、福祉の向上、スポーツ振興のため、関係機関に提案等行い地域発展に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日
平成十九年一月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人秋田県心の健康福祉会

三 代表者の氏名
藤 井 明

四 主たる事務所の所在地
秋田県潟上市天王字長沼八十五番地二十

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県在住の精神障害者とその家族に対して、精神保健福祉環境の向上、及び精神障害（者）への理解と知識の普及啓発に関する事業を行い、精神障害者が地域社会において、生き生きと輝いて生活できる環境整備に向け、他の関係機関と連携を図りながら、精神保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

平成十九年一月九日県営土地改良事業（市川堰富田地区担い手育成基盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員

の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月十九日
秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名
大仙市横堀字南福嶋六十八番地

草 彌 吉太郎

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄